2　国土交通大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該日本船舶の船長等に対し、第三条第一項若しくは第三項の規定による検査又はこれに相当する外国の当局による検査を受けるために当該日本船舶をその指定する港に回航すべきことを命じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、我が国の港を指定するときは海上保安庁長官又は当該港を管轄する税関長にその旨を通知するものとし、外国の港を指定するときは外務大臣に協議するものとする。

第八条　日本船舶以外の船舶で公海にあるものについての第三条第二項の規定による検査又は第四条若しくは第六条の規定による命令は、それぞれ、旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条2に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。）の同意がなければ、これをすることができない。ただし、同条約第九十一条1に規定する国籍を有しない船舶（同条約第九十二条2の規定により当該船舶とみなされるものを含む。）については、この限りでない。

2　前項に定めるもののほか、この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

（旗国の同意等）

（関係行政機関の協力）

第九条　関係行政機関は、第一条の目的を達成するため、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

（権限の委任）

第十条　この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

（行政手続法の適用除外）

第十一条　第四条又は第六条の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第十二条　この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十三条　第四条の規定による命令に従わなかった者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項、第三項又は第四項の規定による立入り、検査、収去若しくは貨物の陸揚げ若しくは積替えを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二　第六条又は第七条第二項の規定による命令に従わなかった者

（我が国の法令の適用）

第十五条　日本船舶以外の船舶で公海にあるものについての第三条第二項及び第四条から第七条までの規定による措置に関する日本国外における我が国の公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令（罰則を含む。）を適用する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（この法律の廃止）

2　この法律は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号（第一条に規定する要請に係る部分に限る。）がその効力を失ったときは、速やかに、廃止するものとする。

外務大臣　岡田　克也
財務大臣　菅　**直**人
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

省　令

○法務省令第二十四号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）及び商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月四日

法務大臣　千葉　景子

登記事務委任規則の一部を改正する省令

登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

第六条の二第一項中「（群馬県太田市大舘町に属する地域（平成二十二年三月一日に埼玉県深谷市から編入された地域に限る。）を除く。）」を削り、同条第二項を削る。

第十条第二項中「須戸自一丁目　の下に「、すみれ野四丁目」を加える。

附　則

この省令は、平成二十二年六月七日から施行する。ただし、第十条第二項の改正規定は、同月十四日から施行する。

告　示

○金融庁告示第六十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年六月四日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号から第百号までを一号ずつ繰り上げる。

○厚生労働省告示第二百三十二号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十八条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号の登録及び同令第九条第一項第一号の登録を次のとおり取り消したので、同令第二十条第三号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十二年六月四日

厚生労働大臣　長妻　昭

登録を取り消した養成施設の名称及び所在地	取消年月日
帝塚山学院大学人間文化学部人間学科食品衛生専門課程 大阪府堺市南区晴美台四丁二番二号	平成二十二年三月三十一日
帝塚山学院大学人間文化学部文化学科食品衛生専門課程 大阪府堺市南区晴美台四丁二番二号	

○政治資金適正化委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年六月四日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三六五二	二二、五、二一	奥村　毅
三六五三	二二、五、二一	西垣　**均**
三六五四	二二、五、二一	横田　英喜
三六五五	二二、五、二一	大門　幸恵
三六五六	二二、五、二一	佐藤幸太郎
三六五七	二二、五、二一	吉田　良一
三六五八	二二、五、二一	堤　仁
三六五九	二二、五、二一	常山　正雄
三六六〇	二二、五、二一	駒井　伸俊
三六六一	二二、五、二一	波平　正
三六六二	二二、五、二一	喜古　米治
三六六三	二二、五、二一	小林　順子
三六六四	二二、五、二一	小林　義宏
三六六五	二二、五、二一	山口　幸
三六六六	二二、五、二一	髙田　敏明
三六六七	二二、五、二一	川手　典子
三六六八	二二、五、二一	上里　明子
三六六九	二二、五、二一	船戸　公司
三六七〇	二二、五、二一	中野比登志
三六七一	二二、五、二一	古口美知子
三六七二	二二、五、二一	福島　誠一
三六七三	二二、五、二一	江原　均
三六七四	二二、五、二一	吉田　茂